（実施状況の報告）

第三十三条　認定事業者は、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則として当該事業年度終了後一月以内に、移転型事業を行った者については別記様式第三十により、拡充型事業を行った者については別記様式第三十一により、認定都道府県知事に報告しなければならない。

2　前項の実施状況報告書には、特定業務施設の整備を行ったことを証する書類及び特定業務施設において認定事業者が増加させた従業員が新たに雇い入れた常時雇用する従業員であること又は他の事業所から転勤させた常時雇用する従業員であることを証する書類（移転型事業を行った場合にあっては、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、地方活力向上地域特定業務施設整備事業に係る特定業務施設に特定集中地域にある他の事業所から転勤させた常時雇用する従業員であることを証する書類を含む。）を添付しなければならない。

（特定業務施設における従業員の要件）

第三十四条　法第十七条の五の内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　認定事業者が、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、地方活力向上地域特定業務施設整備事業に係る特定業務施設において新たに雇い入れた常時雇用する者

二　認定事業者が、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、地方活力向上地域特定業務施設整備事業に係る特定業務施設において新たに雇い入れた雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十条の二第一項第一号に規定する一般被保険者（前号に該当する者を除く。）

三　認定事業者が、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、地方活力向上地域特定業務施設整備事業に係る特定業務施設に他の事業所から転勤させた常時雇用する者

四　認定事業者が、認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従って、地方活力向上地域特定業務施設整備事業に係る特定業務施設に他の事業所から転勤させた雇用保険法第六十条の二第一項第一号に規定する一般被保険者（前号に該当する者を除く。）

第二十条を第二十二条とする。

第十九条第一項中「第二十一条第八項」を「第二十三条第八項」に改め、同項第七号中「第八号」の下に「まで」を加え、同条を第二十一条とする。

第十八条第七号中「風俗営業」の下に「（第二十四条において単に「風俗営業」という。）」を加え、「同条第五項」を「同法第二条第五項」に改め、「性風俗関連特殊営業」の下に「（第二十四条において単に「性風俗関連特殊営業」という。）」を加え、同条を第二十条とする。

第十七条第一項第三号中「第十五条各号」を「第十七条各号」に改め、同条第六項中「おいて」の下に「読み替えて」を加え、同条を第十九条とする。

第十六条第一項各号列記以外の部分中「準用する」を「読み替えて準用する」に、「地域再生支援利子補給金」を「特定地域再生支援利子補給金」に改め、同条を第十八条とする。

第十五条を第十七条とする。

第十四条第一項第四号中「第十条各号」を「第十二条各号」に改め、同条を第十六条とする。

第十三条を第十五条とする。

第十二条第一項中「おいて」の下に「読み替えて」を加え、同条を第十四条とする。

第十一条中「おいて」の下に「読み替えて」を加え、「同条第一項」を「法第十四条第一項」に改め、同条を第十三条とする。

第十条を第十二条とし、第七条から第九条までを二条ずつ繰り下げ、第六条の次に次の二条を加える。

（法第五条第四項第四号の内閣府令で定める業務施設）

第七条　法第五条第四項第四号の内閣府令で定める業務施設（以下「特定業務施設」という。）は、次に掲げる業務施設のいずれかに該当するものとする。

一　事務所であって、地方活力向上地域特定業務施設整備事業を行う事業者の次に掲げるいずれかの部門のために使用されるもの

イ　調査及び企画部門

ロ　情報処理部門

ハ　研究開発部門

ニ　国際事業部門

ホ　その他管理業務部門

二　研究所であって、地方活力向上地域特定業務施設整備事業を行う事業者による研究開発において重要な役割を担うもの

三　研修所であって、地方活力向上地域特定業務施設整備事業を行う事業者による人材育成において重要な役割を担うもの

（遊休工場用地等の期間）

第八条　法第五条第四項第七号の内閣府令で定める期間は、五年とする。

別記様式第二中「第７条関係」を「第９条関係」に改める。

別記様式第三中「第13条関係」を「第15条関係」に改める。

別記様式第四中「第14条関係」を「第16条関係」に改める。

別記様式第五中「第16条関係」を「第18条関係」に改め、「おいて」の下に「読み替えて」を加える。

別記様式第六中「第17条関係」を「第19条関係」に改める。

別記様式第七中「第19条関係」を「第21条関係」に、「第19条第１項」を「第21条第１項」に改める。

別記様式第八中「第19条関係」を「第21条関係」に、「第18条第１号から第８号」を「第20条第１号から第８号まで」に改める。

別記様式第九中「第19条関係」を「第21条関係」に、「第18条第１号」を「第20条第１号」に、「第18条第４号」を「第20条第４号」に、「第10号に」を「第10号までに」に改める。

別記様式第十中「第19条関係」を「第21条関係」に、「第19条第５項」を「第21条第５項」に改める。

別記様式第十一中「第19条関係」を「第21条関係」に、「第19条第９項」を「第21条第９項」に改める。

別記様式第十二中「第20条関係」を「第22条関係」に、「第20第１項」を「第22条第１項」に改める。

別記様式第十三及び別記様式第十四中「第20条関係」を「第22条関係」に、「第20条第１項」を「第22条第１項」に改める。

別記様式第十五中「第21条関係」を「第23条関係」に、「第21条第１項」を「第23条第１項」に改める。

別記様式第十六中「第21条関係」を「第23条関係」に改める。

別記様式第十七及び別記様式第十八中「第21条関係」を「第23条関係」に、「第21条第１項」を「第23条第１項」に改める。

別記様式第十九中「第21条関係」を「第23条関係」に、「第21条第６項」を「第23条第６項」に、「第21条第８項」を「第23条第８項」に改める。

別記様式第二十中「21条関係」を「第23条関係」に、「21条第８項」を「第23条第８項」に、「第21条第６項」を「第23条第６項」に、「第21条第１項」を「第23条第１項」に改める。

別記様式第二十一中「第21条関係」を「第23条関係」に、「第21条第９項」を「第23条第９項」に、「第21条第６項」を「第23条第６項」に改め、同様式の次に次の十様式を加える。